

地区説明会、意見と回答

用排水、整備工事は施設の耐用年数などを加味し、今後整備要綱の中で検討することになり、地区調査終了までに結論を出します。

◇事業費

「事業費の中に除れき費用は入らないのか」。

〔答え〕

除れきが必要となった場合の費用は事業費の対象となります。

〔問い〕

「第三地区は除れき作業が必要と思える。そうだった場合事業費10アール当たり200万円で出来るのか」「物価上昇など事業費試算に盛り込めるのか」「工事開始15年後から償還が始まるが、整備代金は大きく変動しないのか」。

〔答え〕

現段階で多少多めに見て、10アール当たり200万円の事業費で設定しています。今後地区調査の中で正式な事業費を設定します。算定した事業費は大きく変動することはありませんが、物価上昇分は見込むことが出来ません。

〔問い〕

「10年の長期間に渡る整備工事になるが、工事費が10年間一定とは思えない。単年度負担額精算は出来ないのか」。

〔答え〕

現段階で整地工、暗きょ工、農道工、小用排水路工のブルーシール精算を予定しているため、単年度精算は考えていません。

◇事業負担者

「地権者は同意するだけで、負担は今後発生しないのか」。

〔答え〕

整備事業に係る事業負担は、耕作者が負担する考え方から、現段階では地権者の負担は予定しておりませんが、今後その他に係る要望が生じたときは改めて提案させていただきます。

〔問い〕

「この事業の意思表示するのは地権者、耕作者のどちらか」。

〔答え〕

事業を進めるにあたり地権者、耕作者それぞれの同意が必要になります。

〔問い〕

「事業費支払いについて、改良区の賦課金として徴収することあるが、内容についてもう少し説明願いたい」。

〔答え〕

土地改良法によって、区域内の農地で耕作される方は、すべて改良区の組合員となります。区域内の事業によって整備した農地は、定款の定めるところにより、その土地の組合員に対し賦課徴収します。

〔問い〕

「除れき、客土の負担も耕作者がするののか」。

〔答え〕

現段階では耕作者負担で考えていますが、今後さまざまな状況が発生することが予測されます。十分期成会、推進本部で検討してまいります。

◇事業期間

「10年の工事期間の中で整備工事の順番の決め方はどう考えているか」。

〔答え〕

地区概定されたのち地区調査の中で進めていくこととなります。十分期成会との協議の中、決定します。

◇施工時期

〔問い〕

「工事期間中は1年間農作業が出来ないのか」。

〔答え〕

大雪東川地区は夏期施工を主体と考えています。従って地方作物以外は耕作できないこととなります。

◇工事実施年支援

〔問い〕

「事業着工の中で水稲育苗ハウスを活用した野菜生産の説明があるが、残留農薬との関係はどう考えているのか」。

〔答え〕

出来るだけ既存施設を活用した農業所得確保を目的として工事に伴う遊休水稲育苗ハウスを活用し、施設野菜の作付け誘導を進めています。質問の通り、東川町農協では残留農薬の問題があるため水稲育苗ハウスでの野菜栽培を禁止していますが、並行して推進しているトマトのポット栽培を考えております。

〔問い〕

栽培技術指導を含め、本年度から点滴かん水装置の貸貸なども視野に入れて検討しております。

◇休業

「休業とも補償の身をもう少し詳しく教えてください」。

〔答え〕

整備工事によって休耕する場合は収入が見込めなくなり、そのため1年間の生活資金確保を目的として、全耕作者が必ず該当者となってお互いに助け合うことも補償制度を創設するものです。財源として現段階で戸別所得補償交付金の10アール当たり1万5千円を提案しています。

◇工事早遅積立金

〔問い〕

「工事早遅のメリットに対する2千円の積み立ては実施した方が良い」。

〔答え〕

今後耕作者のご意見を十分お聞きし、事業着工までに方策を決定してまいります。

◇非農用地の集約

〔問い〕

「売買取得した宅地跡など非農用地の集約は可能か」「整備区域内の建物などの撤去費用は事業で見ることが出来るか」「宅地周辺のほ場はかきの手にならないような整備が出来るのか」。

〔答え〕

将来の施設用地を目的として、また宅地周辺の圃場がかきの手とならないような非農用地を盛り込んで整備計画、換地計画の必要性が出てきます。来年以降ご意見をお聞きして進めてまいります。ただし建物、ハ

ウスの移転、撤去費用は事業でみることはできません。

◇人・農地プランと法人化

〔問い〕

「整備事業に伴い事業着手前に土地の売買を進めると言っているが、普通の売買なのか。または違う方法を考えているのか」。

〔答え〕

人・農地プランに沿って、農業委員会だけで出来るだけ地域内耕作者への集積を進めています。本事業による売買の優遇措置はありませんが、事前に売り渡しをご希望の方は斡旋申し出、貸し付けを希望する場合は地域農業推進協議会に白紙委任をお願いします。

◇農振の特別管理

〔問い〕

「白地見直しの基本的な考え方を聞かせ願いたい」。

〔答え〕

白地区域が現在町内に点在しています。白地区域は事業参加できないことになっており、農地法の改正によって今後農地転用が難しい白地区域を含め、地権者のご意見を十分お聞きし、平成25年度に見直しを行います。

◇

地区別説明会の出席者数(地権者、耕作者)は次の通り。

- 140人(地権者29人) Ⅱ第一27人、第二25人、西部25人、第三18人、東部45人